

志賀原子力発電所の原子炉設置変更許可について

平成14年9月25日
北陸電力株式会社

当社は、志賀原子力発電所 1号及び2号機における不燃性雑固体廃棄物の固型化処理の採用について、平成14年5月15日に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき原子炉設置変更許可を申請し、国により安全審査が行われておりましたが、本日、経済産業大臣より原子炉設置変更許可をいただきました。

< 添付資料 >

- (1) 別紙・・・申請の内容、これまでの主な経緯
- (2) 第1図・・・低レベル放射性固体廃棄物の処理の概要

以 上

1 . 申請の内容

(1) 申請件名

不燃性雑固体廃棄物の固型化処理の採用（1号及び2号炉共用）

(2) 申請の概要

志賀原子力発電所の放射線管理区域内において定期検査等で発生する金属、保温材等は、不燃性雑固体廃棄物として現状は圧縮可能なものは圧縮減容し、ドラム缶等に詰めて、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管しています。

これらの不燃性雑固体廃棄物を日本原燃（株）低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出するため、新たに1、2号共用設備として固型化処理設備を導入し、不燃性雑固体廃棄物をモルタルにて固型化します。

低レベル放射性固体廃棄物の処理の概要を第1図に示します。

2 . これまでの主な経緯

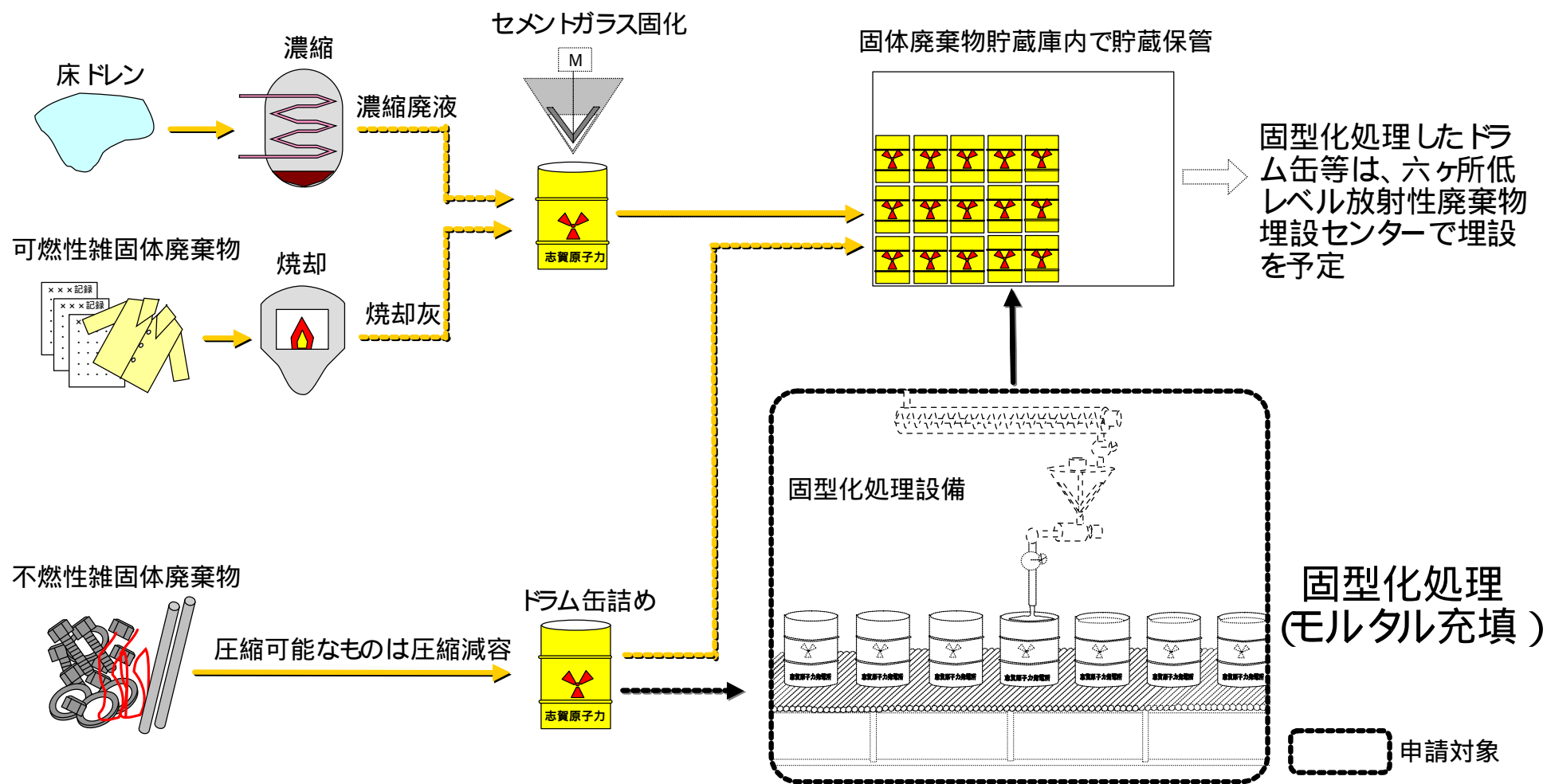
平成14年5月15日 原子炉設置変更許可申請

平成14年7月18日 経済産業大臣から原子力委員会、原子力安全委員会に諮問

平成14年9月9日 原子力安全委員会から経済産業大臣に答申

平成14年9月11日 原子力委員会から経済産業大臣に答申

平成14年9月25日 原子炉設置変更許可



第1図 低レベル放射性固体廃棄物の処理の概要